

大田市告示第62号

おおだに住もう移住者定住支援事業補助金交付要綱（令和3年大田市告示第59号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

大田市長 楢野弘和

第14条に次のただし書を加える。

ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、市長が認める場合はこの限りでない。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。